平成２９年（フ）第６４９号
北九州市八幡東区羽衣町２番23号
債務者　矢加部久美子
1　決定年月日時　平成29年11月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月15日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１９５７号
札幌市北区拓北７条３丁目８番18号
債務者　村上ゆかり
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９７４号
札幌市厚別区大谷地東３丁目１番１―403号
債務者　松田　直子
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９８２号
北海道江別市野幌松並町８番地の７　ほのぼのさくら野幌104号室
債務者　北瀬　克紀
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９９１号
札幌市豊平区月寒東２条19丁目20番75号
フォレストビューコートＢ―202号
債務者　淀川由香利
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１９９６号
札幌市北区新琴似４条１丁目３番18号　アップルハウス新琴似206号
債務者　南　　浩昭
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２００３号
札幌市白石区本通９丁目北４番５―604号
債務者　茂木　琴奈（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２０３９号
札幌市厚別区厚別西４条４丁目15番30号
債務者　青木はる代
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１４号
北海道釧路郡釧路町睦５丁目１番地１　Ｄ25―312
債務者　田中　啓作
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２２２号
釧路市浦見５丁目２番８号
債務者　高橋　美香（旧姓中川・都鳥）
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第４４号
北海道根室市昭和町２丁目100番地１メゾンホワイト７号室
債務者　田村　佳子
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２９年（フ）第３２０号
盛岡市城西町２番15―102号
債務者　佐々木晴香
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第３２８号
盛岡市中央通１丁目５番８―703号
債務者　熊谷　　伸
1　決定年月日時　平成29年11月21日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２３９号
群馬県前橋市大友町２丁目３番地31　チェルシーⅡ　405号
債務者　堀　　武子
1　決定年月日時　平成29年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２４７号
群馬県前橋市天川大島町43番地３　ＣＡＳＡセフィーロ　301号
債務者　矢野奈穂美
1　決定年月日時　平成29年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２６８号
群馬県佐波郡玉村町大字飯倉112番地５　芝根ビル418
債務者　ソウト　ロムロこと　ＳＯＵＴＯ　ＲＯＭＵＬＯ
1　決定年月日時　平成29年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２６９号
群馬県佐波郡玉村町大字飯倉112番地５　芝根ビル418
債務者　羽賀恵子こと　ＨＡＧＡ　ＳＯＵＴＯ　ＫＥＩＫＯ
1　決定年月日時　平成29年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月16日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係